

HPはホームページ 区HPから、Eメールは電子申請が、PDFは申請書などのダウンロードが可

HPは、区HPで詳しい内容をご覧になれます

information

子ども・子育て

健康増進講座  
子育て支援プログラム  
「親子でダンス」

産業振興センター  
中野2-13-14  
☎(3380)6946 FAX(3380)6949

スポーツクラブのトレーナーの指導で、大人も子どもも楽しめるダンスを体験します。

日時 6月20日(土)午前10時半~11時半  
会場 産業振興センター

対象 区内在住の、3歳~小学校3年生のお子さんとその保護者 ☆保護者の方が区内に勤めの場合も、申し込み可

申込み 6月8日~19日に産業振興センターHP http://www.nakano-sangyoushinkou.jp/から申し込むか、電話、ファクシミリ(保護者の氏名とふりがな、電話番号、区内在住・在勤の別を記入)または直接、同センターへ。先着15組

親子ピクスト  
ママの骨盤エクササイズ

中部すこやか福祉センター  
中央3-19-1  
☎(3367)7788 FAX(3367)7789

乳児と一緒にできる運動を学びます。

日時 6月23日(火)午後2時~4時  
会場 中部スポーツ・コミュニティプラザ(中部すこやか福祉センター敷地内)

対象 6か月未満の乳児とその母親  
講師 野口栄子氏(ママフィットインストラクター)

6月18日~7月15日

15歳以下のお子さんがある世帯へ  
プレミアム商品券を先行販売します

地域商業活性化担当/9階 ☎(3228)8762 FAX(3228)5656

区内の加盟店で利用できるプレミアム付き区内共通商品券(なかのわくわく商品券)1冊1万2千円分(5百円券24枚つづり)を、1万円で購入できます。先行販売の対象となる世帯の方は、

申込み 6月8日午前9時から電子申請か、電話または直接、中部すこやか福祉センターへ。電子申請=20日まで、電話・窓口=22日まで。先着15組

食の防災~いざ!に役立つ  
救急災害対応&離乳食~

中部すこやか福祉センター  
中央3-19-1  
☎(3367)7788 FAX(3367)7789

災害時に役立つ救急対応や心のケア、お口のケア、常備蓄食材で作る離乳食について学びます。試食あり。

日時 7月3日(金)①午前10時~11時半、②午後1時半~3時 ☆①は、中野消防署員による救急対応についての説明あり

会場 中部すこやか福祉センター  
対象 5か月~12か月児の保護者

申込み 6月8日~7月1日に電子申請か、電話または直接、中部すこやか福祉センターへ。各回先着30人

6月30日までに  
児童手当・児童育成手当の  
現況届の提出を

児童手当担当/3階  
☎(3228)8952 FAX(3228)5657

現況届の提出は、手当を受給している方の資格の有無を確認するための手続きです。

児童手当(中学校修了前のお子さんのいる家庭が対象)と児童育成手当(ひとり親家庭や障害のあるお子さんのいる家庭等が対象)の現況届は、5月末に郵送しました。

現況届の提出がないと、引き続き手当を受給することができません。6月30日必着で必ず提出してください。なお、添付する書類が個別に必要な場合もあります。詳しくは、現況届の用紙に同封の案内を確認してください。

区施設へは、公共交通機関をご利用ください

相続税申告 相続・不動産に 関わるお悩み? まるっとお任せ! まるっと相続 39万円~ 相談無料

広告

誰もが円滑に避難できるように 「災害時個別避難支援計画書」作成に向けて訪問を始めます

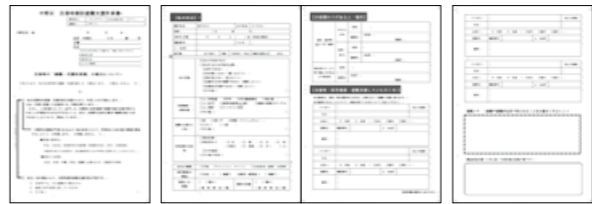
昨年11月、長野県北部では最大震度6弱の地震が発生し、同県白馬村などでは多数の住宅が倒壊したものの、住民同士の迅速な助け合いで死者を出さずに済んだと報道されました。私たちの住む東京でも「首都直下地震」はいつ発生してもおかしくないと言われており、建物の安全性の向上や水・食料などの準備に加え、迅速かつ確実に避難するための備えも重要です。

区は今後、災害時に自ら避難をすることが難しい方(要支援者)の円滑な避難を支援するため、「災害時個別避難支援計画書」の作成に向けて訪問調査を開始します。

いざという時に役立つ 「災害時個別避難支援計画書」

区内には、高齢の方や障害のある方など、災害時に避難の支援が必要と思われる方が多く生活しています。

しかし一人ひとりの状態はさまざまで、例えば「自力で歩けない」方と「認知症などで意思疎通が難しい」方とでは、必要な支援内容は異なります。一刻を争う災害時に役立てるには、対象の方の実情に応じた避難支援計画が必要です。



- 今回作成する計画書は、安否確認や避難支援が円滑になるよう、要支援者の生活状況や身体状況などの情報を共有するための仕組み。主に次の内容を盛り込みます。
● 介護、障害などの状態
● 居宅の状況(構造、寝室の位置など)
● 避難に必要な医療器具など
● 日頃関わりのある人(場所)がかりつけ医など)
● 支援者(なし)

対象となる方を区職員などが 順次訪問します

6月中旬以降、調査員(区民活動センター、すこやか福祉センター、生活支援担当、障害福祉担当)の各職員または区委託事業者が自宅を順次訪問し、話を伺いながら計画書を作成します。

- 今年度の訪問対象者は、区が情報を把握している次の①~④の方(約1万人)です。
①介護保険の要介護度1~5
②身体障害者手帳1~2級(内部疾患の方を除く)
③愛の手帳(療育手帳)1~2度
④障害者自立支援法の障害支援区分1~6
なお、調査員は必ず身分証を携帯しています。個人情報(聞き取りなど)不審な訪問者にはご注意ください。
☆①~④の方の他、要支援の方、70歳以上の単身者、75歳以上の高齢者のみの世帯などには、来年度以降、順次訪問を予定しています



調査訪問

6月中旬以降、ご自宅に調査員が伺います

支援してくれる方(支援者) を見つけましょう

計画書に記載する項目の一つ、「支援者」は、災害時、計画書に記載された情報を活用して要支援者本人の安否を確認し、必要に応じて避難所等への迅速かつ円滑な避難を手助けする役割を担っていただく方です(承諾なしに指名することはありません)。



個別避難支援計画書の作成

調査員が話を伺いながら記入します。支援者を見つけてみましょう

完成した計画書は、要支援者、支援者、区が共有します

区は、計画書の内容を記録し、完成した計画書2部を要支援者にお渡しします。1部は支援者に渡していただきます。

災害が起きた時、支援者は、渡されている計画書を基に安否確認を行い、結果を地域本部(区民活動センター)にお知らせください。☆地域本部や避難所についての情報は、計画書にあらかじめ記載しています

計画書の完成

要支援者、支援者、区で共有し、災害発生時の安否確認等に活用します

